

処分事案①

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が生徒に対して行った体罰等について、令和6年（2024年）3月29日付で、次のとおり懲戒処分を行います。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校指導教諭（男性・44歳）・減給6月 10分の1

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（63歳）・厳重注意

2 処分事由等

当該指導教諭は、令和6年（2024年）2月15日（木）2時限目の授業中に、遅刻登校し廊下を歩いていた被害生徒が当該指導教諭の授業していた教室前廊下を通った際、廊下に出て呼び止め前日に被害生徒が約束を守らなかったことを叱責し、被害生徒の左耳辺りを叩いたり、「口いらんやろ」といった暴言をあげたうえ、下唇をつまんだりした。これら一連の行為が生徒に肉体的・精神的苦痛を与え、下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

処分事案②

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が児童に対して行った体罰等について、令和6年（2024年）3月29日付で、次のとおり懲戒処分を行います。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校講師（女性・60歳）・戒告

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長（64歳）・厳重注意

2 処分事由等

当該講師は、令和5年11月の懇談時、被害児童及び被害児童の保護者が同席する中、「被害児童は知的障害児学級に入ることになる」と発言した。

また、令和6年1月の給食配膳時、当該講師は別の児童の指導をしていたが、近くにいた被害児童が指導されていた児童の様子について「嫌そうな顔をしている」と発言、当該講師はこの発言について被害児童が指導されていた別の児童のやる気を削ぐためにわざとしたと思い込み腹を立て、被害児童の頭部付近を1回叩いた。これら一連の行為が児童に肉体的・精神的苦痛を与えた。これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

処分事案③

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が生徒に対して行った暴言について、令和6年（2024年）3月29日付で、次のとおり懲戒処分を行います。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校教諭（男性・43歳）・減給1月10分の1

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（61歳）・厳重注意

2 処分事由等

令和5年（2023年）8月24日（木）、当該校グラウンドで、部活動後他の部員生徒がいるミーティングの時に、当該教諭は被害生徒が笑っていると一方的に判断し、部員生徒全員に聞こえる声で被害生徒に対して「殺すぞ」と言った。

令和6年（2024年）3月3日（日）、同校グラウンドで部活動後他の部員生徒がいるミーティングの時に、当該教諭は被害生徒が笑っていると一方的に判断し、部員生徒全員に聞こえる声で「3回目やぞ。お前のことはこの中で一番信用しないんやからな」と言った。これら一連の行為が生徒に精神的苦痛を与え、下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」